

## 公布された条例のあらまし

### ◇職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

#### 2 内容

##### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き下げました。（第20条関係）

##### (2) 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き下げました。（第5条関係）

##### (3) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き下げました。（第6条関係）

##### (4) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き下げました。（第5条関係）

##### (5) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に対して令和2年12月に支給する期末手当の額について定めました。（附則第3項、附則第4項関係）

##### (6) その他必要な改正を行いました。

#### 3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和2年12月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

#### 2 内容

期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き下げました。（第21条関係）

#### 3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和2年12月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

#### 2 内容

期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き下げました。（第20条関係）

#### 3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和2年12月1日から施行することとしました。